

日 銀 業 第 1 9 6 号
2 0 2 4 年 4 月 1 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

今般、電力広域的運営推進機関を政府に対する証書貸付債権等の特別適格債務者（「担保に関する細則」に規定する「特別適格債務者」をいいます。）でない適格債務者として選定したことに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

○ [参考1] 1. (2) ハ. (イ) を横線のとおり改める。

(イ) 政府（特別会計を含む。）に対する証書貸付債権、政府保証付証書貸付債権または地方公共団体に対する証書貸付債権

債 務 者	債務者コード
交付税及び譲与税配付金特別会計	} 略（不変）
┆	
株式会社民間資金等活用事業推進機構	
<u>電力広域的運営推進機関</u>	<u>4 0 1 0 1 2</u>
北海道	} 略（不変）
┆	
熊本市	